

第五十七号議案

江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年十一月二十五日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

7	6	5	4	3	2	1	
漂流物又は沈没品に関する証明	土地又は建物に関する証明	納税管理人に関する証明	区税その他諸収入金に関する証明	仮戸籍記載事項に関する証明	身分又は資格に関する証明	住所又は居所に関する証明	事項
一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	単位
三百円	三百円	三百円	三百円	三百円	三百円	三百円	金額

江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例
 江戸川区事務手数料条例（昭和五十一年三月江戸川区条例第八号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「種類と」を「事項及び」に改める。

第七条中「の各号」を削り、「区長」を「江戸川区長（以下「区長」という。）」に、「減免する」を「減額し、又は免除する」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第三条関係）

	14	13	12	11	10	9	8
	印鑑登録証の交付	適当の他認められた事項に政関する会証において	な本公簿等のは記載明事項は前変更の	い公票住 う文、民 。書除票 。又か、 のはれ戸 膳凶た籍 本面戸の 又(籍附 は以の票 抄下附、 本(票除 の公そか 交簿のれ 付等他た 。公住 と簿民、	文書の受理に関する証明	営業又は業務に関する証明	埋火葬に関する証明
	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件
三百円	五十円	三百円	三百円	はの住をを業よ組(た、交民利い者り織江だ、付票用うが接と戸し、件の又す。設続電川、に場はる以置さ気区多、つ合戸こ下しれ通の機、きに籍とたた信電能二あのにじ端民回子端三、百つ附よ。末間線計末百、円て票る)機事に算機円	三百円	三百円	三百円

18		17	16	15
の公簿等 閲覧		個人番号カードの再交付	通知カードの再交付	印鑑に関する証明
住民記録一覧表以外のもの	住民記録一覧表			
一回		一件	一件	一件
百円	千円	八百円	五百円	ただし、多機能端末機を利用する場合にあっては、交付の場につき二百円

備考

件数又は回数計算については、次に定めるところによる。

- 一 閲覧については、閲覧人一人につき、公簿等の簿冊一冊をもって一回とする。ただし、住民票の閲覧は閲覧人一人につき一世帯ごとを、住民記録一覧表の閲覧は閲覧人一人につき三十分を一回の単位とする。
- 二 証明については、一通につき、同一人に係る同一事項ごとに一件とする。この場合において、区税に関する証明にあつては一税目、土地又は建物に関する証明にあつては一筆又は一棟をそれぞれ一事項として件数を計算するものとする。ただし、区税に関する証明を除き、本籍又は住所を同じくする家族の同一事項に関する証明は、人数にかかわらず一通ごとに一件とする。

三 謄本又は抄本の交付については、一通ごとに一件とする。

別表第二生活振興部の表二の項中

1	戸籍の記
録事項証	
明書（全	
部・個人・	
一部）の交	
付	
一通につき	
四百五十円	

を

1	戸籍の記
録事項証明	
書（全部・	
個人・一部）	
の交付	
一通につき	
四百五十円	
（多機能端	
末機を利用	
すること	
による戸籍の	
記録事項証	
明書（全部・	
個人）の交	
付の場合に	
あつては、	
一通につき	

に

改める。

付 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(説明)

住民票、戸籍の附票、印鑑に関する証明及び戸籍の記録事項証明書(全部・個人)の交付について、多機能端末機を利用することにより取得する場合の事務手数料を規定するほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。

三百五十円